

# シビック・プライド（高校生向け）向上事業体験プログラム実施業務 仕様書

## 1. 目的

若者の市外流出、特に大学進学後における流出は、本市の活力を低下させる大きな要因の1つである。一旦市外への流出は避けられないものであっても、市外で経験やスキルを培った若者が、地域の将来的な担い手として活躍できる風土の醸成が本市の持続的発展には不可欠である。

本業務では、市内及び近隣市の高校生が地域住民とも協働を図りながら、本市特有の魅力的な地域資源や人材を知り、改めて本市を見つめ直すことで、課題や新たな価値観について考える機会とし、併せて自らまとめた提案を市に発表する体験を通じて、将来的な地域の担い手となるビジョンを創ることを目的とする。

## 2. 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 3. 本業務内容

本業務の概要を示したものであり、実施に当たっては、十分に打ち合わせを行うこと。

- (1) シビック・プライド（高校生向け）向上事業体験プログラム（以下、プログラム）の企画、実施
  - ・市内の高校生（市外も可）が、本市の新たな価値の創出や地域課題解決に取り組む市民団体や地元企業との交流を通して、舞鶴市の魅力に触れるとともに課題についても認識し、解決に向け自身の考えを持つためのプログラムを企画、実施すること。
  - ・プログラムの数は問わないが、合計4回以上実施することとし、各プログラムの実施にあたってはSNS等を活用し周知を行うこと。
  - ・プログラムを実施する際には、本市特有の地域資源（人、物、場所）を活用することとし、達成感や成功体験を得られる仕組みを検討すること。
  - ・プログラムを実施する際には、1回あたり高校生15人以上参加させること。
  - ・プログラムの参加者による成果発表会を実施すること。成果発表会では、プログラムを通じて参加者が体験を通じて得た新たな価値や地域課題解決に資する提案及び将来の自身のありたい姿について発表すること。なお、発表に用いられた資料を市にデータ提出すること。
  - ・プログラムを通じて地域にもたらされる効果（地域資源の活用やプログラム参加者と地域住民との協働により生み出される効果）や将来への発展可能性等について、市内外の団体・企業等に説明できる資料を作成し、提出すること。また、補足資料としてプログラムの様子を動画撮影し、3～5分程度に編集した上で提出すること。なお、プログラムの参加者や訪問施設等に動画の撮影や公開等についての許諾を得ること。

## （2）業務報告

- ・業務の進捗状況等を把握するため、市の求めに応じて業務の状況を報告するものとする。報告の方法については、対面の他、メールやWEB会議等によるものとし、協議録の作成を行うこと。

## 4．業務計画書

受託者は、契約後すみやかに業務計画書を作成し、調査職員に提出して承諾を得なければならない。

## 5．成果品検査

本業務の完了後、成果品を提出し検査を受けるものとし、本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

## 6．成果品

- (1) 成果品は発表会資料、市内外団体等への説明資料（動画含む）、業務報告書とし、製本及び電子媒体による。なお、動画は電子媒体のみとする。
- (2) 製本による業務報告書は、カラー刷りで2部提出するものとする。
- (3) 電子媒体による成果品は、1部提出するものとする。
- (4) 業務報告書には、業務全般についての報告のほか、実施事業ごとに事業の目的、目標（定性または定量）、事業内容、事業実施の様子がわかる写真、使用した資料や募集広告、事業効果等を記入すること。

## 7．成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て舞鶴市の管理及び帰属とし、受託者は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

以上